医療情報取得加算について

当院はマイナ保険証の利用や問診票を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に基づき、医療情報取得加算として、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

＊初診時（月１回に限る）　：　１点

＊再診時（3ヶ月に１回に限る）　：　１点

夜間・早朝加算について

下記の診療時間帯に受付をされた場合、厚生労働省の定めた診療報酬点数に基づき、予約の有無に関係なく夜間早朝加算として 50 点を診察料に加算させていただきます。

＊土曜日　12：00 以降

明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる医療費明細書を発行しています。

発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお伝えください。

カトレアレディースクリニック